武蔵野市住民投票制度に関する有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市における住民投票制度の確立に向けた論点整理を行うにあたり、有識者の意見を聴取し、又は助言を求めるため、武蔵野市住民投票制度に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は助言を行う。
  - (1) 武蔵野市自治基本条例(令和2年3月武蔵野市条例第2号)第19条の 規定に基づく住民投票制度に関すること。
  - (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇談会は、学識経験を有する者のうち、市長が選任する5人以内で 組織する。

(座長及び副座長)

- 第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、座長は委員の互選により選任し、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 2 副座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。
- 2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明 又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、日額17,000円とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長 が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。